

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和4年1月3日 07時30分ごろ
発生場所	三重県紀北町 ^{ひきもと} 引本港 引本港防波堤灯台から真方位269°480m付近 (概位 北緯34°06.3′ 東経136°14.3′)
事故の概要	プレジャーボートエクリップスⅡは、川の支流を東進中、潮流により海水が船内に流入し、浸水した。
事故調査の経過	令和4年1月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施手続済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート エクリップスⅡ、総トン数不詳（長さ2.43m）
船舶番号、船舶所有者等	250-55656奈良、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約0.5m/s、視界 良好 海象：川面 平穏、潮汐 下げ潮の初期、高潮時 06時49分、低潮時 12時08分、潮時差 約81cm（尾鷲）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で「引本港へ北から南に流れる船津川河口の一部が東方に分かれた幅約10～40mの支流」（以下「本件支流」という。）の川岸を出航した。</p> <p>本件支流には、本事故時、下げ潮の初期で東から西に向かう流れが発生していた。</p> <p>本件支流の中央付近では、川幅が狭く、橋脚もあり、川の流れが複雑になって波立っていた。</p> <p>本船は、本件支流を約2ノットの対地速力で流れに逆らいながら東進中、橋脚付近の波立った場所で船首部から海水が打ち込んで水船状態となり、船尾部が沈んで船外機が海水に浸かって停止した。</p> <p>船長は、船首部の浮力体^{つか}に掴まっていたところ、本件支流を航行していたプレジャーボートに救助された。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本事故時、本件支流の東から西に向けた流れが速かったが、これまで問題なく本件支流を通過できていたので、本事故時も通過できると判断した。</p> <p>本船の乾舷は、船首及び船尾共に約25cmであった。</p>
分析	本船は、乾舷が船首尾共に約25cmの状態、満潮により本件支流で東から西に向かう流れが速い中、本件支流を同流れに逆らいながら

	<p>東進中、船長が、これまで問題なく本件支流を通過できており、今回も通過できると判断して、橋脚付近の波立った場所を航行したことから、海水が船首部に入り込んで浸水し、水船状態となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、乾舷が船首尾共に約25cmの状態、満潮により本件支流で東から西に向かう流れがふだんより速くなっている中、本件支流を同流れに逆らいながら東進中、船長が、今まで問題なく本件支流を通過できており、今回も通過できると判断して、橋脚付近で波立った川面を航行したため、海水が船首部に入り込んで浸水し、水船状態となったものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、狭い水路等が潮の干満の影響で流れが速くなっている場合、無理をして同水路等を航行せず、安全な航行ルートを選定して航行し、特に波立った場所を避けて航行すること。